原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、同区域の住民に準ずる者として、平成23年3月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料(月額10万円)の5割相当額及び原発事故による内定取消しにより発生した同年5月分の就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

- 1 申立人X1分
  - ・ボイラー修理費用(平成23年12月27日付A(株)宛振込金受取書分)

201,750円

#### 2 申立人X3分

	一時立入費用(平成23年5月分)		12,	230円
	就労不能損害(平成23年5月分)		171,	700円
	精神的損害(平成23年3月~同年9	月)	350,	000円
小計		533,	930円	
3	弁護士費用		22,	071円
		総額	757,	751円

#### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として757,751円の支払義務のあることを認める。

# 第3 支払方法

(省略)

#### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(同記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件 和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何らの債権債務がない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(若しくは記名)・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有す るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償 紛争解決センターに交付する。

令和3年12月16日

(仲介委員 藤田 吉信)